

## 観世新九郎家文庫の受贈と服部記念法政大学 能楽振興基金の設定

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

能楽研究 : 能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

225

(終了ページ / End Page)

228

(発行年 / Year)

1989-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020407>

## 観世新九郎家文庫の受贈と

### 服部記念法政大学能楽振興基金の設定

昭和50年6月15日付で北海道千歳市東雲町服部康治氏から当研究所に寄託されていた「観世新九郎家文庫」が、昭和63年3月31日付で法政大学に寄贈され、それとの関連で、翌日の4月1日付で服部記念法政大学能楽振興基金が設定された。法政大学への寄贈であり、法政大学の基金設定ではあるが、観世新九郎家文庫は引き続き能楽研究所が管理し、基金に関する事務処理も能楽研究所が担当するので、受贈と基金設定までの経緯の概略を以下に報告しておく。

#### 寄託までの経緯

室町時代後期に活動した宮増弥左衛門親賢を芸祖とする小鼓観世流の家元たる観世新九郎家の伝書が北海道に移り、別家筋たる千歳市の服部家に伝わった事情や、それが能楽研究所に寄託されるに至った経緯については、50年6月15日付で寄託が実現した翌年2月発行の『能楽研究』第二号掲載の「観世新九郎家文庫「解説」」に詳述したので、それを参照いただきたい。要するに、明治維新前後には活動していた最後の新九郎の後嗣たる宮増豊好が家業を継がず、明治末年に家伝の書物を携えて

北海道に渡り、弟で早くに北海道へ移住していた服部小錦治の家へ寄寓したまま子もなくて没したため、新九郎家の伝書一式が北海道の服部家に残り、小錦治の子の成康氏を経て、成康氏の長男たる服部康治氏の手元に伝わったのである。

それを当研究所所員の表章が初めて調査を許されたのが昭和41年春のこと、その調査結果を翌42年の『観世』4・6月号に発表したことから、研究者には観世新九郎家文庫が一級資料であることが知れわたったが、遠隔の地(北海道千歳市)にあるため利用が容易ではなかった。その点を御考慮くださった現所蔵者の服部康治氏の御好意により、50年に能楽研究所への寄託が実現したのである。64点の貴重文書の目録を添え、服部氏と能楽研究所の連名で各方面に寄託のことを通知した文書は、昭和50年6月20日付であった。

#### 寄託以後のこと

観世新九郎家文庫の寄託には、そう名付けることと、一般への公開と、目録の公表とが条件になっていた。そこで能楽研究所は、受託後すぐに整理と目録の作成に着手し、50年12月から

同文庫を公開する一方、紀要『能楽研究』の二・三・四号(昭和51・53年)に総数七一九点の目録を解題も添えて発表した。その影響は著しく、例えば昭和53年6月三一書房刊『日本庶民文化資料集成』第三卷「能」が底本や校合本に数点を使用したのを初め、同文庫の資料に基づく研究業績が続出している。最も活用したのは無論、能楽研究所の所員であるが、54年から56年にかけて、能楽懇談会研究部会主催の形で能楽研究所に若手の研究者が結集して続けた「四座役者目録研究会」は、観世新九郎家文庫蔵の著者自筆本を底本にしての輪読会で、すこぶる活発で成果の大きい研究会だった。若手研究者がみな観世新九郎家文庫の恩恵を蒙ったのである。家伝の書物の活用を願って中央の研究機関に寄託された服部氏の御意向は、十分生かされてきたと確信する。

また、昭和60年5月には中世文学会、6月に日本古文书学会の大会が法政大学で開催されたが、参会者に法政大学所蔵の古文書として展示された資料のほとんどは能楽研究所の書物であり、最も注目されたのは観世新九郎家文庫の文書であった。歴史の古い大学にしては古文書を僅かしか所蔵していない法政大学の欠陥を補う役割をも、観世新九郎家文庫は果たしてきたのである。

### 寄贈の実現

そうした展示などを通して顕在化してきたのが、同文庫の古文書の修理の問題である。預かっているだけの文書を大学の費

用で修理することはできない。かといって放置しておけない損傷のばげしい貴重な文書が少なくない。そうした問題に加えて、寄託時に設定した十五年という最低寄託期限があつた数年後に迫っているという事情もあつたので、観世新九郎家文庫を有償で譲り受ける可能性について理事者に打診したところ、前述の展示などによって理事者も同文庫の優秀性を認識しており、期待以上に前向きな返答を得られた。そこで、昭和62年後半になつて所蔵者服部氏の御意向を打診してみたのである。

しかるところ、奥様や相続権を共有する弟妹と相談した結果の意向として、「よりいっそうの活用のためにはお譲りするのがいいと思うが、先祖の残した書物を子孫が金に替えた結果になるのはいやだ、何か適当な形が考えられないか」との御返事であつた。もっともなお考えなので、その御意向に添う形をあこれ理事者と相談し、数度の折衝の後に服部氏の御賛同をも得て採用したのが、寄贈していただいた直後に大学が相応の基金を設定し、それによって観世新九郎家の先祖の意志を生かすことを図るといふ形態である。そうした趣旨で設定されたのが、服部記念法政大学能楽振興基金なのである。同基金に関する規程の全文を後に掲げるが、織田信長・豊臣秀吉の朱印状を初めとする貴重文書が多いだけに、古書店を通しての購入ならば恐らく二倍を越えるであろうから、2500万円という基金の額も妥当な線であろう。とは言え、財政の楽でない時に英断を示された理事会には、深く感謝している。

また、寄託に際しての御好意に続いて、厚かましいお願いに

もかかわらず、寄贈について終始積極的に対応してくださった服部康治氏御夫妻の御芳志には、感謝の言葉もない。観世新九郎家文庫は、よき所蔵者に伝えられたがゆえに、学界の宝として活用されるようになったと言って然るべきであろう。

### 基金の規程について

能楽研究所が服部氏の御意見をお聞きしつつ作った原案に基づいて、法政大学理事会が昭和63年2月8日の理事会で決定し、3月1日付の『法政大学広報』437号に発表された規程の全文は次の通りである。

#### 服部記念法政大学能楽振興基金規程

##### 〔目的〕

第1条 服部康治氏からの観世新九郎家文庫受贈を記念し、能楽の振興と同文庫の保全に資するため、本大学に「服部記念法政大学能楽振興基金」(以下「本基金」という)を設定する。

##### 〔事業〕

第2条 前条の目的を達成するため、本基金から生じる果実をもって次の事業を行う。

- (1) 功績の顕著な囃子方の顕彰など、能楽囃子方の振興に資すること。
- (2) 観世新九郎家文庫の資料の複製・翻刻など、同文庫の活用に役立つこと。
- (3) 能楽囃子事の研究への助成など、能楽研究の発展や能

楽の興隆に資すること。

##### 〔基金の構成〕

第3条 本基金は2500万円とする。ただし、果実の残金は基金に繰り入れる。

##### 〔管理〕

第4条 本基金は特別会計とし、学校法人法政大学が管理する。

##### 〔会計年度〕

第5条 本特別会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

##### 〔委員会〕

第6条 本基金の適切な管理と運営のため、審議機関として能楽振興基金委員会(以下「委員会」という)を置く。

第7条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 研究所担当常務理事及び経理担当常務理事
- (2) 能楽研究所の所長及び専任所員
- (3) 学内外の学識経験者若干名

第8条 委員会には委員長を置き、研究所担当常務理事がこれにあたる。

第9条 委員会は本基金の管理・運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 各年度の事業に関すること
- (2) 委員会の委員から提議されたこと
- (3) 本特別会計の予算および決算に関すること
- (4) この規程の改正に関すること

第10条 委員の任期は、役職上委嘱される委員はその在任期間とする。他の委員は1年とし、再任をさまたげない。また任期中に交替した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 委員会は、委員長が毎年3月に招集する。ただし、必要のある場合には随時これを招集することができる。

〔事務担当〕

第12条 本規程に基づく事務は野上記念法政大学能楽研究所が行う。

付則

1 この規程は昭和63年4月1日から施行する。

若干の補足

目的が狭く限定されるのを避けて「能楽振興基金」と名付けたが、観世新九郎家が能の囃子方の家であった事実を勘案し、この基金は主として能楽の囃子方の振興に生かされることにならるであろう。同基金の管理や運営について議する委員会には、寄贈者の服部康治氏と国立能楽堂の前主幹福田安男氏に学外から参加していただき、昭和63年6月7日に最初の会合を持ったが、功労ある囃子方を顕彰する「催花賞」(この名は新九郎家の先祖観世信光の芸を賞賛して明人の「友梅」なる人が玄宗皇帝の故事に基づいて書き贈って来た「催花」の額が服部家の家宝として伝来しているに由来する)を設定すること、囃子方の後継者養成に助力すること、観世新九郎家文庫の貴重文書の修

理を行うこと等を、基金の果実の用途として決定した。

そうした事業によって能界に大きく寄与するであろう本基金の今後の運営について、学内外の関係者の御理解と御協力を願ってやまない。

なお、『能楽研究』2・3・4号に掲載した観世新九郎家文庫目録の内の、

二一 明人友梅筆「催花」額 一面

二二 近衛前久筆 豊次夢想和歌 一軸

三三 永禄十一年十月廿日付、彦右衛門宛信長朱印状 一通

の三点は、寄託直後に服部氏からの要請で観世新九郎家文庫から除いて服部家に返還しており、今回の寄贈からも除外されている。

〔文責表 章〕